

外貨建て一時払終身保険「通貨選択利率更改型終身保険」の約款を変更します

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長永井 泰浩)は、外貨建て一時払終身保険「通貨選択利率更改型終身保険」の約款を変更しますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 約款変更の内容

積立利率にかかる約款の規定を次のとおり改定します。

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>・積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下 1. 0%の範囲で会社が定める利率から、死亡保障費率、積立利率保証費率、新契約費率、維持費率、信用コスト率(定期支払特約を付加した場合は定期支払金を支払うための保険関係費率を含む)を差し引いた率とします。</p> <p>・ただし、0.01%(下限)を下回らず、<u>残存年数が積立利率適用期間と同じ年数の契約通貨の国債(ユーロについてはドイツ国債)の流通利回り(上限)を上回らないものとします。</u></p> | <p>・同左</p> <p>・ただし、0.01%(下限)を下回らないものとします。 ※左記下線部分を削除</p> |

2. 適用時期など

○2020年6月19日以降、現在ご契約いただいているご契約を含めて、改定後の約款が適用されます。

同日以降に到来する更改日の積立利率については、改定後の約款を適用して更改します。

○ご契約いただいている契約については、現在の積立利率適用期間に適用されている積立利率が変更されることはありません。

○お客さまによるご契約内容変更のお手続きは不要です。

3. 対象となる商品

○通貨選択利率更改型終身保険が対象となります。商品名称につきましては、**別紙1**をご参照ください。

○対象となる約款の新旧対比表は**別紙2**をご参照ください。

■外貨建て一時払終身保険「通貨選択利率更改型終身保険」の概要

| 名称 | 概要 |
|---------------|---|
| 通貨選択利率更改型終身保険 | 複数の外貨から1通貨(契約通貨)を選択し、契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに、その通貨で運用する通貨選択利率更改型の定額終身保険です。 |

以上

< お問い合わせ >

ご不明な点は当社お客さまサービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-125-104**
受付時間: 月~金(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

対象となる商品

| 商品正式名称 | 商品名称 |
|---------------|---|
| 通貨選択利率更改型終身保険 | <ul style="list-style-type: none">・しあわせ、ずっと2・しあわせ、ずっと・しあわせの架け橋・グローイング ライフ・たのしみ、ずっと・しあわせの架け橋(定期支払プラン)・プライムハート・三井住友プライマリー外貨建定額終身保険 |

以上

対象となる約款の新旧対比表

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>通貨選択利率更改型終身保険普通保険約款</p> <p>(中略)</p> <p>第4条(基本保険金額および保障基準価格)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約日における基本保険金額は、一時払保険料と同額とします。 2. 保障基準価格とは、保険金および解約払戻金を支払う際の基準となる金額のことをいいます。 3. 保障基準価格は、基本保険金額に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。 4. 積立利率は、10年ごとの契約日の年単位の応当日に更改します。ただし、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上のときは、以後、3年ごとの契約日の年単位の応当日に更改します。会社は、更改した積立利率を保険契約者に通知します。 5. 積立利率を適用した日から次に更改するまでの期間を積立利率適用期間といいます。 6. 積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で会社が定める利率から、死亡保障に備えるための死亡保障費率、積立利率を保証するための積立利率保証費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率を差し引いた利率とします。 7. 指標金利は、別表3のとおりとします。ただし、当該金利が、将来の運用情勢の変化により算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、当該金利を指標金利として用いることが適切でなくなったと会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する利率に変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。 8. 積立利率は、0.01%を下回ることはありません。<u>また、残存年数が積立利率適用期間と同じ年数の契約通貨の国債(ユーロについてはドイツ国債とします。)の流通利回りを上回ることはありません。当該利回りが、将来の運用情勢の変化により算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなっ</u> | <p>通貨選択利率更改型終身保険普通保険約款</p> <p>(中略)</p> <p>第4条(基本保険金額および保障基準価格)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約日における基本保険金額は、一時払保険料と同額とします。 2. 保障基準価格とは、保険金および解約払戻金を支払う際の基準となる金額のことをいいます。 3. 保障基準価格は、基本保険金額に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。 4. 積立利率は、10年ごとの契約日の年単位の応当日に更改します。ただし、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上のときは、以後、3年ごとの契約日の年単位の応当日に更改します。会社は、更改した積立利率を保険契約者に通知します。 5. 積立利率を適用した日から次に更改するまでの期間を積立利率適用期間といいます。 6. 積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で会社が定める利率から、死亡保障に備えるための死亡保障費率、積立利率を保証するための積立利率保証費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率を差し引いた利率とします。 7. 指標金利は、別表3のとおりとします。ただし、当該金利が、将来の運用情勢の変化により算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、当該金利を指標金利として用いることが適切でなくなったと会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する利率に変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。 8. 積立利率は、0.01%を下回ることはありません。 ※左記下線部分を削除 |

| 改定前 | 改定後 |
|--|--------------|
| <p><u>たときなど、当該利回りを積立利率の上限として用いることが適切でなくなったと会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、当該上限をこの保険の運用対象と連動する利率に変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。</u></p> <p>(以下略)</p> | <p>(以下略)</p> |

以 上